

「千葉県人権施策基本指針」について

1 策定の経緯

- 平成12年12月
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
- 平成16年2月
「千葉県人権施策基本指針」（初代）を策定
- 平成27年2月
「千葉県人権施策基本指針」（改定版）を策定

2 指針の性格

- 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すもの
- 多様かつ複雑な人権問題に対応するために、県民をはじめ民間団体、企業や市町村などに対して県の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりを促進するためのもの
- 女性や子ども、高齢者といった個別分野ごとにある各種計画に基づき施策に取り組む際は、基本指針の趣旨を尊重し推進するもの

【参考1】指針と計画について

- [方針・指針]あるべき姿を描いたビジョンに基づき、施策を行う上での目指す方向性や理念を示すもの
- [計画]期間を設けて、目標・目的を達成するために将来どのように行動するか具体的な施策を示すもの

3 基本的な考え方

- 現指針では、「基本理念」を「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」とし、これを踏まえ人権教育・啓発と人権擁護体制の充実、重点課題に応じた個々の施策を推進することとしている。

4 分野別施策（現指針の主要な人権課題）

- | | | |
|----------------------|--------------|----------------|
| (1) 女性 | (2) 子ども | (3) 高齢者 |
| (4) 障害のある人 | (5) 被差別部落出身者 | (6) 外国人 |
| (7) HIV感染者・ハンセン病元患者等 | | (8) 犯罪被害者とその家族 |
| (9) インターネットを通じた人権侵害 | | (10) 災害時の配慮 |
| (11) 様々な人権課題 | | |

- | | | | |
|--------------|---------------|--------|--------|
| ①性的指向・性同一性障害 | ②刑を終えて出所した人 | ③ホームレス | ④生活困窮者 |
| ⑤中国残留邦人等 | ⑥北朝鮮当局による拉致問題 | ⑦その他 | |

【参考2】近隣自治体の状況

- 東京都：「東京都人権施策推進指針」
平成12年策定、同27年8月改定
- 神奈川県：「かながわ人権施策推進指針」
平成15年策定、同25年改定、令和4年3月2次改定
- 埼玉県：「埼玉県人権施策推進指針」
平成14年策定、同24年3月改定、令和4年3月2次改定